

議案第3号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、政策調整部の所管する部分について

議案第3号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、政策調整部の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、令和6年の人事院勧告等に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

資料令和6年度大津市職員の給与改定についてに沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

（1）の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職給料適用者では、平均引上率としては、3.06%、平均引上額は、9,565円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和6年4月1日に遡及適用するものであります。

2 ページ目をお願いいたします。

(2) の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和6年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3 ページ目をお願いいたします。

令和7年度における期末・勤勉手当については、令和6年度12月に引き上げた月数を、令和7年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

このため、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものです。

4 ページ目をお願いいたします。

(4) の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は2.71%となり、給与改定額は10,388円となるものであります。

5 ページ目をお願いいたします。

(5) の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が5億4,300万円余りの所要額となるものであります。

6 ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7 ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、近年の賃金の上昇を踏まえ、特殊な専門的知識を必要とする業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員の月額報酬の上限額について改正を行うものです。

(1) の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。例としまして、行政職給料表の改定額は月額20,900円から26,300円となっております。

8 ページ目をお願いいたします。

(2) の期末勤勉手当につきましては、常勤職員と同様の改定を行うものです。

9 ページ目をお願いいたします。

(3) の月額報酬の上限額の改定は、近年の賃金の上昇を踏まえた対応であり、現状の月額564,500円から月額587,800円に引き上げるものです。

10 ページ目をお願いいたします。

(4) の影響額ですが、給料・報酬が5億3000万円余り、期末勤勉手当が1億8600万円余り、合計で7億1700万円余りの増額となるものであります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約2万1千円、期末勤勉手当を含む年額では、約37万円の増額となります。

次に、特別職及び議員の期末手当の改定について、ご説明いたします。

令和6年度特別職及び議員の期末手当の改定についての資料をご覧ください。

特別職及び議員の支給月数については、これまでより、国の指定職の期末勤勉手当の支給月数を準用しており、一般職と同じく人事院勧告に基づき、改定しようとするものでございます。

令和6年度については、12月期で、現行の1.65月であるところを0.1月引き上げ1.75月とし、令和7年度については、6月期と12月期にそれぞれ0.075月分引上げ、それぞれの支給月数を1.725月とするものであります。

2 ページ目をお願いいたします。

2 の影響額については、記載のとおり、市長が 1 2 万 3 千円余り、副市長が 1 0 万 7 千円余りの増額となるものであります。

次に、一般会計予算説明書の 3 0 ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

款 1 7 県支出金、項 3 委託金、目 1 総務費委託金、節 4 統計調査費委託金は、基幹統計調査に係る交付金の精査により 1, 6 6 8 千円を増額するものであります。

3 2 ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の説明欄 1 の特別職給与費につきましては、期末手当等 3 6 0 千円増額であり、説明欄 2 の常勤職員給与費 1 1, 4 1 3 千円増額のうち、政策調整部にかかるものは秘書課での 1, 4 0 8 千円増額で所属職員の給与等であり、説明欄 3 の一般行政推進費 2 8 8 千円増額のうち、政策調整部にかかるものは秘書課の会計年度任用職員の給料等 5 2 千円増額であります。

3 4 ページをお願いいたします。

目 3 企画費の増額は、企画調整課の所属職員及び人権・男女共同参

画課の人権啓発及びいじめ対策等業務を担当する職員にかかる給与改定等に伴うものです。

目4 広報費、目6 情報政策推進費及び目7 文書費の増額は、それぞれ、広報課、情報政策課及び市政情報課の所属職員の給与改定に伴うものであり、目5 男女共同参画費の増額は、人権・男女共同参画課の男女共同参画推進業務を担当する職員及び男女共同参画センター会計年度任用職員の給与改定に伴うものです。

36 ページをお願いいたします。

目22 スポーツ振興費の説明欄1の常勤職員給与費29,613千円の増額のうち、政策調整部にかかるものは大会総務課の26,711千円の増額であり、所属職員の給与改定に伴うものです。次に説明欄3の国スポ・障スポ大会推進費の増額は、会計年度任用職員の給与改定等に伴うものであります。

40 ページをお願いいたします。

項5 統計調査費、目1 統計調査総務費、説明欄1の常勤職員給与費の増額は、市政情報課の所属職員の増員及び給与改定に伴うものであり、説明欄2の統計調査推進費の増額は、市政情報課の会計年度任用職員の給与改定に伴うものであります。

目2 統計調査費の減額は、市政情報課の会計年度任用職員の雇用

経費の変動に伴うものです。

以上をもちまして政策調整部が所管する部分についての説明とさせていただきます。

ご審査のほど宜しくお願い申し上げます。